

税金・保険・年金

お知らせ・募集



換価・充当

うつかり忘れや、何らかの事情により納付できなかった場合を考慮し、文書・電話などによる自主納付の呼びかけを行います。

令和7年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療料」第5期納期限

令和7年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療料」第5期納期限は12月1日(月)です。納め忘れにご注意ください。

11月・12月は市税徴収強化月間です

浦添市では、11月と12月を「市税徴収強化月間」とし、滞納者に対して沖縄県と共に市税の徴収を強化しています。市税は、住み良い浦添市をつくるための貴重な財源です。市税の納め忘れがないか、確認ください。



▲滞納処分でミラーズロックされた車

①延滞金・督促状

法律の定めにより督促状を送付します。また、延滞金が計算される場合があります。督促の発送以降は、督促手数料100円と延滞金を本税と合わせて納めていただくことになります。

②差し押さえ

土地、建物、預貯金、給与、生命保険、自動車、動産などの差し押さえを実施します。※差し押さえに伴い、自動車等のミラーズロックやタイヤロックを実施することになります。

①Web口座振替受け付け

「納税通知書等」「預金通帳」を準備の上、左記の「次元コードから申し込みください。

●「ねんきんネット」の利用

毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」として、この機会に、将来の生活設計などを考えてみませんか。スマートフォンからご自身の年金の情報を手軽に確認できます。サービスの利用には、日本年金機構ホームページ内の利用登録が

②金融機関での申し込み

「預貯金通帳」「通帳届出印」「納税通知書」をお持ちになり、口座振替をする金融機関で申し込みください。

■事情がある場合は相談を

病気や灾害、事業の休廃業や失業による収入減少の影響等、やむを得ない事情により期限内の納付が困難な場合は、納税の猶予が認められることがあります。お早めにご相談ください。

③財産調査

金融機関・勤務先・取引先などに對して、照会・調査を実施します。

④滞納処分の実施

納付の呼びかけにもかかわらず、相談・納付がない場合は、地方税法・国税徴収法の規定により、やむを得ず滞納処分を実施することになります。

●「ねんきんネット」の機能

・将来の年金見込額の確認
・電子版「ねんきん定期便」の確認
・日本年金機構から郵送される各種通知書の確認
・電子版「被保険者記録照会回答票」の確認
・自身の年金記録の確認
・将来の年金見込額の確認
・日本年金機構から郵送される各種通知書の確認
・電子版「ねんきん定期便」の確認
・日本年金機構ホームページ内「ねんきんネット」での利用登録が

11月は「ねんきん月間」です

令和7年12月1日有効期限

内線3723 市民課 国民年金係

(876)1284

厚生労働省と日本年金機構は

郵送します。

※年齢やマイナンバーカードの健康保険証利用登録の有無によって、お送りするものや時期が異なります。

※令和7年12月2日以後、紙の保険証は使用できません。

ただし、次に該当する被保険者は国民健康保険課窓口での更新が必要です。

●修学特例（マル学）または隔地特例（マル遠）の被保険者更新が必要なものは、11月上旬頃に通知する案内文書にてご確認ください。

※令和7年12月2日以後、紙の保険証は使用できません。

</div